

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、地方法人税申告書について、所要の改正を行うこととする。(別表関係)
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。(附則第1項関係)